

定期運賃差額補償のご案内

○定期運賃差額の補償の内容

札沼線、北海道医療大学～新十津川間は2020年5月6日をもって営業を終了させていただきますが、同区間を含むJRもしくは札沼線代替バスの定期券をご利用のお客様において、営業終了後もバス定期券にてご利用されるお客様に「廃止後利用される区間の定期運賃」と「同区間に対する廃止時のJR定期運賃」との差額を補償いたします。

○補償の期間

- ① 通勤定期 2020年4月1日以降1年間(12箇月)
- ② 通学定期 2020年4月1日現在、在学中の学校卒業までの期間
(所定の修学年限までとし、1年は10箇月として計算します)

○補償を受けるための手続

- ① 石狩当別駅窓口で「定期利用届」を受取り、記入・捺印のうえ、以下の期間・場所に提出してください。

受付期間 2020年4月7日(火)～5月6日(水・祝)

受付窓口 石狩当別駅(5時10分～23時15分)

※現在使用中のJRもしくは代替バスの定期券をご持参ください。

※「定期利用届」は石狩当別駅の窓口にございます。

※「定期利用届」を提出されない場合は、補償の対象になりませんのでご注意ください。

- ② 「定期利用届」提出後、通知書を郵送します。補償の対象の方には「交付申請書」を同封しますので、「交付申請書」に記入・捺印の上、郵送にてご返送をお願いします。なお、提出期限等の詳しい内容については通知書とともにお知らせいたします。

定期運賃差額補償に関するお問い合わせ

石狩当別駅 TEL 0133-23-2124

(5:10～23:15)

北海道旅客鉄道株式会社